

別記様式第一（第五条関係）

歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

㊦

土地の区画形質
建築物等の新築
建築物等の用途
建築物等の形態
木竹の伐採

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第33条第1項の規定に基づき、

質の変更
築、改築、増築又は移転
途の変更
態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 行為の設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積 平方メートル			
(2)建築物等の新築、改築、増築又は移転	(イ)行為の種別（建築物・工作物）（新築・改築・増築・移転）				
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i)敷地面積			平方メートル
		(ii)建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii)延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iv)高さ 地盤面からメートル	(vi)用途		
(v)緑化施設の面積 平方メートル	(vii)垣又はさくの構造				
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途		
	平方メートル				
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5)木竹の伐採		伐採面積		平方メートル	

備考

- 1 届出者が法人である場合には、氏名の欄に、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 歴史的風致維持向上地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条に定める方法により算定すること。